

## 「ハイカ・前払」残高管理サービス終了のお知らせ

平成27年5月27日  
東日本高速道路株式会社  
首都高速道路株式会社  
中日本高速道路株式会社  
西日本高速道路株式会社  
阪神高速道路株式会社

東日本・首都・中日本・西日本・阪神高速道路株式会社は、これまで「ハイカ・前払」残高管理サービスを運営してまいりましたが、平成28年3月31日をもってサービスを終了することとしましたので、お知らせいたします。※1

サービス終了後は、残高のご利用、インターネット及び専用ダイヤルでの利用明細のご確認等、全てのサービスがご利用できなくなります。※2

ご利用のお客さまには大変ご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

前払金(未使用残高)をお持ちのお客さまにおかれましては、平成28年3月31日までにご利用くださいようお願いいたします。

サービスが終了した時点で未使用残高があるお客さまには、未使用残高の払戻しをいたします。手続きの詳細につきましては、改めてお知らせいたします。

### ●「ハイカ・前払」残高管理サービス終了日

平成28年3月31日(木)

※1「ハイカ・前払」残高管理サービスとは、平成17年12月21日にETC前払割引サービスが名称及び内容を一部変更したもので、ETC前払割引サービスの前払金と、ハイウェイカード(旧日本道路公団、旧首都高速道路公団、旧阪神高速道路公団、旧本州四国連絡橋公団発行)の残数を付替えた分をETCで高速国道等を利用した際の通行料金にご利用いただけるサービスです。「ハイカ・前払」残高管理サービスへの残高の積増し及び付替えは、既に終了しております。

※2 サービス終了に伴い付帯サービスとして実施しておりました利用明細書発行サービスも同時に終了いたします。

### 【お問い合わせ先(お客さま専用)】

ETCプラザ(9:00~18:00 年中無休)

TEL:045-477-1151

---

～ハイウェイカードをお持ちのお客さまへお知らせ～

既にご案内のとおり(平成24年9月24日発表済)、ハイウェイカードの払戻しについても平成28年3月31日をもって終了いたします。ハイウェイカードをお持ちのお客さまは、お早目にお手続きください。

※ハイウェイカードの払戻しの詳細につきましては、各道路会社のホームページでご確認いただくか、各道路会社にお問い合わせください。